

六七百年以降は、苗字といふもので來つ、氏と苗氏と混雜して、姓を唱ることのなければ、氏はありてもなきが如し、まかばはあれども昔姓氏の正しきときにも、稀には姓のなきもあり、そは無姓者某と書きたり、三代實錄九 仁和二年冬十月の條下云、三日戊午、勅无姓者、其名清實、賜姓滋水朝臣貫右京一條、これなり、清實元來姓なきにあらず、十ヶ年以前、罪ありて屬籍を削られ、その身庶人になりしかば、姓氏なし、この日賜りし滋水は氏なり、朝臣は姓なり、又聞見の隨記録するに、姓氏のまれざるものは不知姓某と書ことあり、中右記大治五年十一月の條 廿三日云々、常陸清原近宗、安房不知姓實信云々是なり、右に見えたる清原は氏なり、清原氏は眞人の姓なれども、この時世は苗字を唱るものも多くなりしかば、氏のみ唱て姓を省くが恒になりぬ、中庶人は昔も姓なし、

〔續日本紀十一〕天平五年六月丁酉、多櫛島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人賜多櫛後國造姓、益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人多櫛直、能滿郡少領外從八位上粟麻呂等九百六十九人、因居賜直姓、

〔續日本紀十六〕天平十七年五月己未、筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向七國无姓人等賜所願姓、〔續日本後紀十三〕承和十年十二月乙卯朔、出羽國河邊郡百姓外從五位下勳八等奈良、己智、豐繼等五人、賜姓大瀧宿禰、其先百濟國人也、

〔三代實錄七〕貞觀五年八月十七日丁丑、无姓安岑、春岑等二人、賜姓有良朝臣、〔東大寺奴婢籍帳〕東大寺大宅可是麻呂口口籍帳案天平勝寶元年

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解申貢進賤事

合陸拾壹人

奴卅六人